

山陽小野田市農業委員会

第 1 0 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 6 年 4 月 1 2 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	3	藤 井 豊
	4	森 田 祐 三
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 0	池 田 直 美
	1 1	辻 村 勝 好
	1 3	國 吉 彰

4. 欠席委員

	5	田 中 覺
1 2		村 上 雅 彦

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 39号 農地法第3条 権利の移動

議案第 40号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

議案第 41号 現況証明願い

報告第 17号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 42号 農用地利用集積計画について

議案第 43号 農用地利用集積等促進計画(配分)(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 銭 谷 憲 典

事務局次長 藤 上 尚 美

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第 10 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 （起立、礼、着席） 本日の欠席委員は村上委員と、田中委員です。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 本日の議事録署名は 6 番相本委員と 7 番中島委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 39 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
局長	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。 議案第 39 号番号 28 について議案書をもとに説明いたします。 2 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 3 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略します。 4 月 5 日に事務局 2 名と藤井委員、私の 4 名で現地確認を行いました。 周辺の状況は、北側と東側が道路で、西側が水路を挟んで田んぼ、南側にも田んぼがありました。 申請地の状況は保全管理中でした。 譲渡人は管理ができないことから譲渡するそうです。 譲受人は長年、申請地を借用して耕作を行っており、この度所有権を取得し、耕作を継続するそうです。 以上で報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 39 号番号 28 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 29 と、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、議案第 40 号番号 40 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長 議案第 39 号番号 29 と、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議案第 40 号番号 40 は関連しますので、一括して説明いたします。

最初に、議案第 39 号番号 29 について議案書をもとに説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 5 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議案第 40 号番号 40 について議案書をもとに説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。

公図は 12 ページ、土地利用図は 13 ページから 15 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

3 番 現地の報告をさせていただきます

周辺の状況は、北側が宅地への進入路、それ以外は一帯が休耕田になっていました。

申請地の状況は、道路に面した休耕田になっていました。

譲渡し人は、農地を相続したものの、農業経験がなく、譲受人から購入したいとの申し出があり、それに応じたものです。

譲受人は、約 1.1ha を耕作しており、農業機械も揃っていることから耕作可能だと思います。取得後は野菜を耕作する予定です。

続きまして、5 条申請の方の説明に移ります。

場所は同じです。

雨水処理に関しては、農業用排水路に自然流下で排水します。

汚水に関しては集落排水に接続して処理します。

埋立法面の処理に関しては埋立を行わないのでありません。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

	境界については、境界杭、既設構造物、畦畔等で確認できています。 以上の事から特に問題はないと思います。 これで現地調査報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。
	無ければ私から質問なのですが、野菜は何を作る予定ですか。
局長	営農計画書によると、トマト、キュウリ、なす、ジャガイモ、さつまいも、大根、にんじん等の野菜を栽培して、出荷したいとのこと。
議長	わかりました。 他に無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 39 号番号 29 及び議案第 40 号番号 40 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 30 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 39 号番号 30 について議案書をもとに説明いたします。 6 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する農用地区域内農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 7 ページです。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 2 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、南側が道路で、それ以外は全て休耕田でした。 申請地の状況は、保全管理中でした。 譲渡人は高齢で管理が困難なため譲渡するそうです。 譲受人は約 3ha を耕作中で、農業機械等も揃っており、さらに経営規模を拡大するために譲り受けるそうです。
議長	以上で現地報告を終わります。 何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 39 号番号 30 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 31 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 39 号番号 31 について議案書をもとに説明いたします。 8 ページをご覧ください。

	申請地は、 から へ約 k mに位置する農用地区域内農地と第2種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は9ページをご覧ください。 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 2番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、県道と山陽本線に挟まれている状態の農地です。 申請地は複数ありますが、いずれも田です。 申請地の状況は、全て保全管理中でした。 譲渡人は高齢で耕作が困難なため、譲渡するそうです。 譲受人は近接地で約80aほど耕作しており、耕作可能だと思います。 以上で現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
8番	譲受人の方は、80a耕作中とのことですが、今回取得する土地と合わせて80aですか。また、農業機械はどれくらい持っているのですか。
局長	農機具は22馬力のトラクターが1台、管理機1台、1.5トントラックが1台あると書いてあります。また面積に関しては既に8,323㎡を耕作中で、新たに8,005㎡を取得するものです。
8番	わかりました。
議長	22馬力のトラクター1台じゃ少しきつい気がしますが、わかりました。 ほかに質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第39号番号31に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
局長	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第5条の許可申請は2件です。 番号40については採決が終わっています。 議案第40号番号41について議案書をもとに説明いたします。 16ページをご覧ください。

議長
3 番

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は17ページ、土地利用図は18、19ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

■■■■の■■■■周辺になります。

周辺の状況は、北側が太陽光、東側が保全管理中の田、南側と西側は道路となっています。

申請地の状況は、休耕田となっています。

雨水処理に関しては南側水路へ自然流下です。

汚水に関しては合併浄化槽で処理します。

埋立に関しては、1m～1.85mほどで、擁壁は重力式のL型コンクリート擁壁です。一部法面は、種子吹付法にて処理します。

申請地への進入路は、西側から幅員2mの道路から進入します。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては、既設構造物、畦畔等で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

8 番

譲受人の方は建設会社の方ですか。

局長

宇部市の不動産会社の方です。

8 番

市内の建設業の方かと思ったもので質問させていただきましたが、違うのですね。わかりました。

議長

他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第40号番号41に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第41号「現況証明願いについて」を上程します。事務局の説明を求めます。

議長

今月の「現況証明願い」は2件です。

議長 2 番	議案第 41 号番号 16 について、議案書をもとに説明いたします。 21 ページをご覧ください。 申請地は第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 22 ページをご覧ください。 本件は、昭和 53 年頃、申請者の父親が農地法の手続きを経ないままに農業用倉庫と駐車場を建設したものです。 今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。 次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 昭和 53 年頃に申請者の義父が農地の東側に農業用倉庫を建設し、西側を駐車場として利用し、南側をアスファルト舗装したそうです。 周辺の状況は、北側が水路で西側と東側が宅地、南側は農業用のパイプハウスが建っていました。 申請地の状況は、東側に倉庫があり、西側と南側はアスファルトで舗装してありました。 ■■■■が宅地となっていますが、現在は居宅ではなく、資材等が置いてあるハウスが建っていました。 以上の事から農地性はなく、非農地と判断しました。 以上で報告を終わります。 何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 41 号番号 16 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 17 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 41 号番号 17 について議案書をもとに説明いたします。 23 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する第 3 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 24 ページをご覧ください。 本件は、平成 7 年に申請者の祖父が農地法の許可を得ずにコイン精米機を設置し、精米機の撤去後は舗装されて駐車場として利用され、現在に至っています。 今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。
議長	次に現地調査報告をお願いします。

3 番	現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、道路と駐車場に囲まれ、舗装された状態ですので、農地性はなく、現況証明は妥当だと思います。 以上で報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 41 号番号 17 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に報告第 17 号番号 7 について事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。 報告第 17 号番号 7 について議案書をもとに説明いたします。 26 ページをご覧ください。 申請地は■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する農用地区域内農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 27 ページ、土地利用図等は 28 ページをご覧ください。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
3 番	現地の報告をさせていただきます。 申請地は東側が河川の管理道となっています。 それ以外は田に囲まれており、水稻耕作されていました。 申請地の状況は、農機具倉庫がありました。 雨水に関しては自然流下で、汚水は発生しません。 埋立は、道路側が約 0.1m、水田側が、0.8～1m となっており、道路側の高さに合わせる形になります。 水田側には枕木を入れて固定して埋立をすることです。 進入路に関しては東側の管理道からとなります。 境界に関しては既設構造物と畦畔で確認しています。 以上の事から特に問題はないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたら報告第 17 号番号 7 は原案どおり処理いたします。 次に報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」について事務局の説明を求めます。
局長	29 ページをご覧ください。 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は、番号 5 から 19 までの 15 件で、現契約を合意により解約するものです。

議長	ご審議の程お願いします。 何か質問はありませんか。 無いようでしたら報告第 18 号は原案どおり処理いたします。 次に、議案第 42 号「農用地利用集積計画」を上程します。 事務局の説明を求めます。
局長	32 ページから 36 ページをご覧ください。 議案第 42 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。 今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 26 番から 58 番までの 33 件、62 筆、79,763 m²でございます。
議長	ご審議の程お願いします。 何か質問はありませんか。 無いようでしたら採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により、議案第 42 号は原案どおり決定することとします。 次に、議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
局長	38 から 40 ページをご覧ください。 議案第 43 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」について、議案書をもとに説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 6 年 3 月 29 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 1 番から 32 番の 32 件、61 筆、79,158 m²でございます。
議長	ご審議の程お願いします。 何か質問はありませんか。 無いようでしたら採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により、議案第 43 号は原案どおり了承することとします。 以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
局長	今回の現地調査は、5 月 2 日(木)9 時から、辻村委員と田尾会長でお願いします。 第 11 回総会は、5 月 13 日(月)13 時 30 分からで、会場は保健センター

議長

集団指導室です。

以上をもちまして第10回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時5分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

6 番委員

議事録署名委員

7 番委員